



平成 29 年 3 月

うきは市

うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業計画の 策定にあたって



子供は地域の宝であり、将来を担う重要な存在です。

次代を担うすべての子供たちが、夢と希望、意欲をもって成長し、地域を支える一員になるということはたいへん重要なことであり、子供たちが安心して、健やかに成長できる環境を整えることは、行政はもとより社会全体で取り組むべき重要な課題であります。

このたび、うきは市では、すべての子供たちが生まれ育った環境に左右されず、希望を持ち、本人の意志と自立する力により教育を受け、職業に就くことで地域社会を支える一員として活躍できることを目指して、「うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業計画」を策定しました。

計画は「相談支援・連携支援」「居場所支援」「生活支援」を柱として、早期に一体的、総合的に推進していくものとしております。

この計画に基づき行政、教育機関、地域、その他関係機関などが、所属や支援枠を越えた繋がりのもと、子供たち主体の支援に取り組んでまいります。

むすびに、この計画の策定にあたり、実態調査やその分析等にご尽力いただきました久留米大学の学識経験者の皆様をはじめ、ご協力をいただいた多くの方に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

うきは市長 高木 典雄



第1 はじめに

1 支援計画策定の趣旨

国が策定している「子どもの貧困対策に関する大綱」、及び福岡県が策定している「福岡県子どもの貧困対策推進計画」において、国の相対的貧困率が16%を超え、子ども達ならびにその親が金銭的・精神的な貧困状態を抱えている状況が報告されています。

また、本市でも就学援助を受給する世帯や生活保護世帯が一定数あり、現在の状況を踏まえると、現在までの支援に加え、更なる策を講じる必要性があります。

このような状況を鑑み、うきは市では、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、すべての子どもたちが「夢と希望」を持って成長していける地域社会の実現に向け、官民が協働し、一丸となって子どもたちの輝かしい未来に向けて取り組んでいくため、ここに「うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画」（以下計画）を策定いたしました。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

なお、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」および「子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）」の動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び成果を評価し、必要に応じ計画を見直します。次期計画（平成33年から5年間）は32年度に計画するものとします。

3 計画の推進体制

本計画の実施にあたり、うきは市の福祉・教育・労働・住宅等の関係部局・支援関係団体が連携し、子ども達それぞれの成長過程に合わせた支援施策を各種の支援施策に横軸を通して、一体的に、切れ目ない支援を遂行していきます。

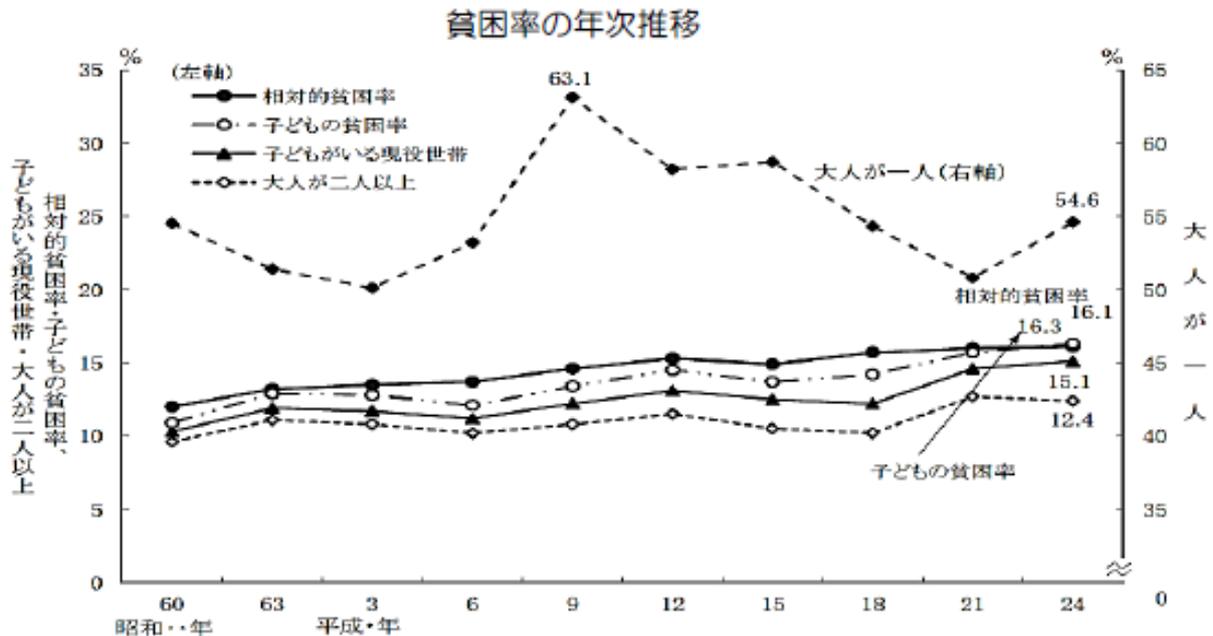


第2 子どもの貧困の現状

1 子どもの貧困率の状況

国民生活基礎調査によると、国の相対的貧困率は、平成18年では15.7%であったものが平成24年には16.1%と増加し、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの貧困率も、14.2%から16.3%へと悪化しています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は54.6%と、大人が二人以上いる世帯の貧困率12.4%に比べて非常に高い水準となっています。



	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が一人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が二人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

(平成25年 国民生活基礎調査)

- ※ 相対的貧困率：貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。
- ※ 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。
- ※ 等価可処分所得：世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。
- ※ 可処分所得：収入から直接税・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入をいう。
- ※ 子どもの貧困率：子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいう。
- ※ 子どもがいる現役世帯の貧困率：現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいう。
- ※ 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

2 生活保護世帯の状況

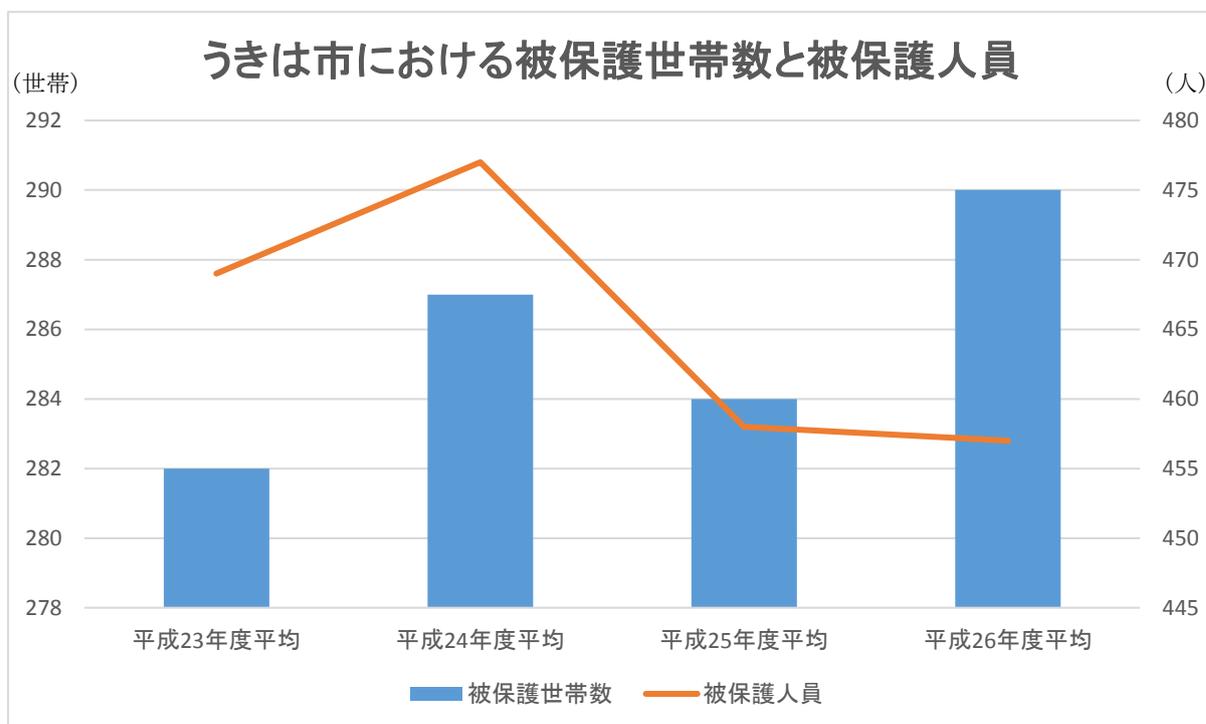
(1) うきは市の生活保護の状況

うきは市の生活保護受給世帯数は平成26年度に290世帯、受給者数は457人、保護率は1.5%となっており、平成23年度と比較すると、世帯数は増加しているものの、受給者は横ばいからやや減少傾向とあります。

保護率に関しては福岡市・久留米市等や県全体と比較しても若干低い傾向とあります。

生活保護の状況

	平成23年度平均			平成24年度平均			平成25年度平均			平成26年度平均		
	被保護世帯数(世帯)	被保護人員(人)	保護率(%)									
県全体	90,386	128,352	2.5	93,658	132,266	2.6	94,872	132,597	2.6	95,548	132,028	2.6
福岡市	29,549	40,510	2.8	31,154	42,722	2.9	32,014	43,571	3.0	32,574	43,899	2.9
久留米市	4,100	5,616	1.9	4,385	5,983	2.0	4,562	6,205	2.1	4,738	6,410	2.1
うきは市	282	469	1.5	287	477	1.5	284	458	1.5	290	457	1.5



左軸：被保護世帯数、右軸：被保護人員

(2) 年齢別生活保護受給者数の推移

うきは市における平成27年度の生活保護を受給する18歳未満の子どもの数は85人です。

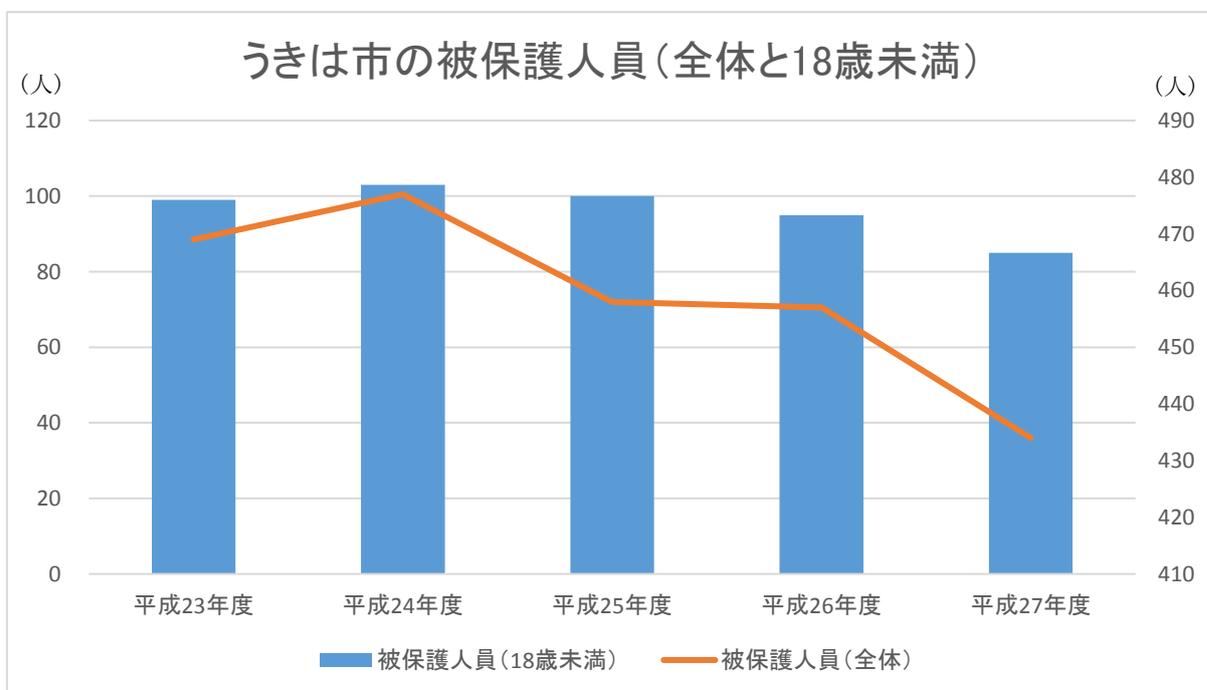
生活保護受給者に占める割合は、この5年間、約20%前後で推移しています。福岡県全体での割合は14%前後で推移している状況からも、うきは市では生活保護世帯に多くの子どもたちが生活している事がわかります。

年齢別被保護人員(18歳未満)の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0～5歳	21	22	22	21	22
6～14歳	56	55	52	49	44
15～17歳	22	26	26	25	19
合計	99	103	100	95	85
被保護人員(全体)	469	477	458	457	434
18歳未満の構成比	21.1%	21.6%	21.8%	20.8%	19.6%

18歳未満の構成比(福岡県)	14.6%	14.6%	14.2%	13.7%	-
----------------	-------	-------	-------	-------	---

※福岡県のデータは福岡県子どもの貧困対策推進計画より引用
 ※年齢別被保護人員は、各年7月に実施される、全国一斉調査より抜粋



左軸：被保護人員(18歳未満)、右軸：被保護人員(全体)

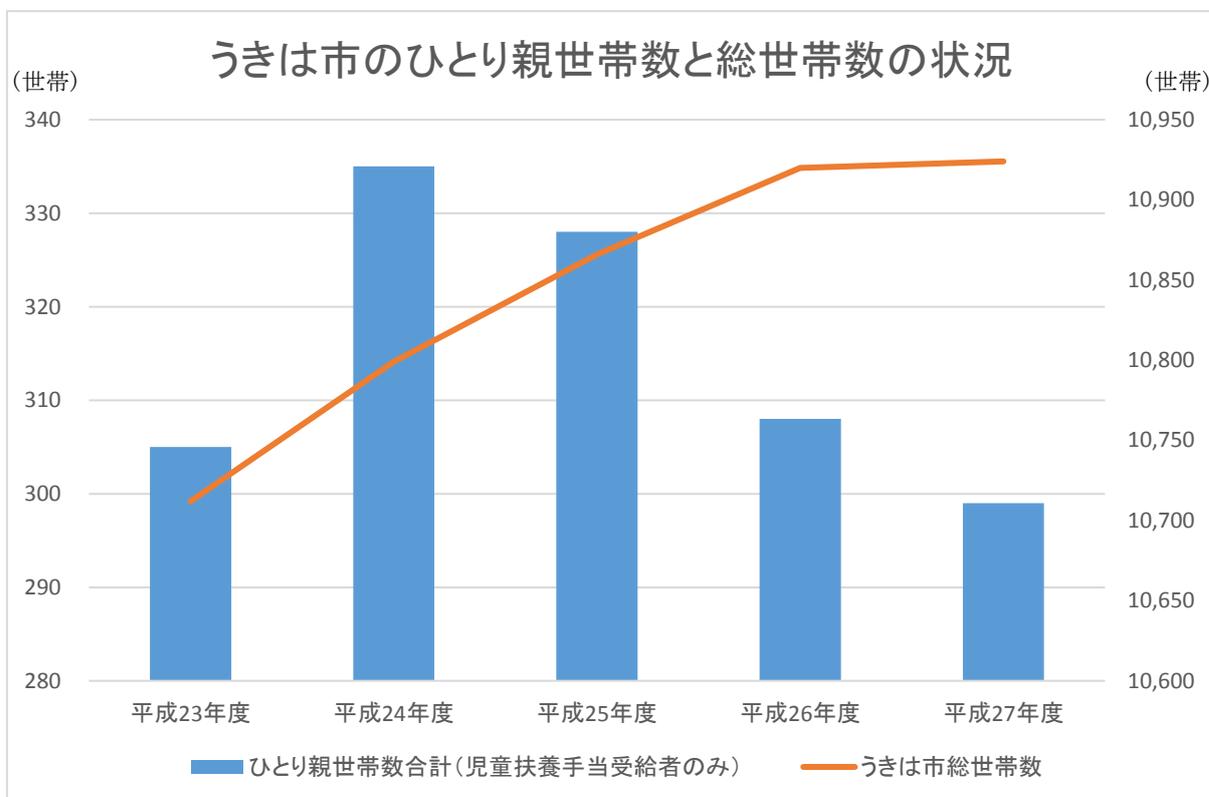
3. ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯数（児童扶養手当受給者）

うきは市におけるひとり親世帯数（児童扶養手当受給者）は平成27年度、母子世帯が265世帯、父子世帯が31世帯、養育者世帯が3世帯です。合計は299世帯で、毎年300世帯前後で推移している状況です。

ひとり親世帯数（児童扶養手当受給者）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
母子家庭	277	302	297	274	265
父子家庭	26	31	30	32	31
養育者	2	2	1	2	3
合計	305	335	328	308	299
総世帯数	10,712	10,799	10,866	10,920	10,924
出現率	2.85%	3.10%	3.02%	2.82%	2.74%



左軸：ひとり親世帯数合計（児童扶養手当受給者のみ）、右軸：うきは市総世帯数

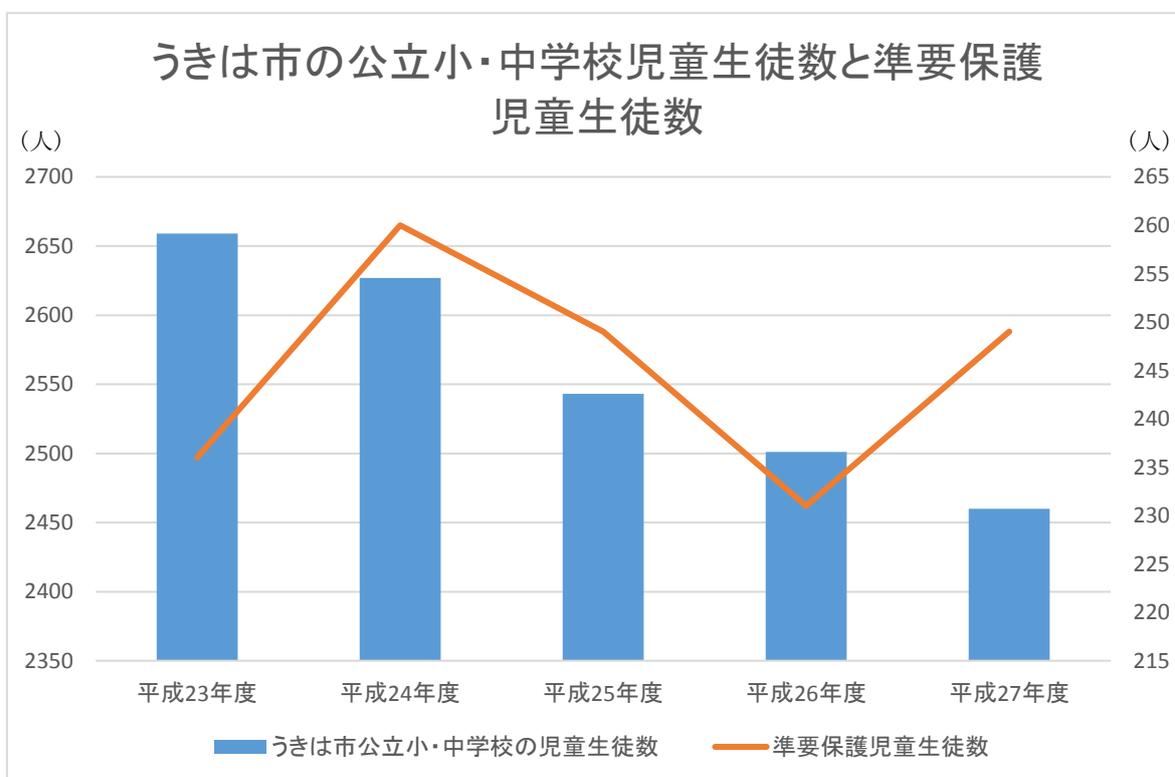
4 要保護及び準要保護児童生徒の状況

(1) 準要保護児童生徒の推移

うきは市における準要保護の児童生徒の数は、平成27年度において249人であり、市内の公立小・中学校の全児童生徒数に占める割合は10.1%となっています。また、平成23年度と比較すると、準要保護児童生徒数が13名程増加していますが、同時に市内公立児童生徒数も約200名減少している事からも、全児童生徒数に占める準要保護児童生徒数の割合は上昇しています。(※準要保護とは経済的な理由により就学が困難な児童生徒に給食費や学用品費の一部を支給する就学援助制度を受けている状況を指します。)

準要保護児童生徒数の推移

	うきは市の公立小中学校の児童生徒数(人)			準要保護児童生徒数(人)			準要保護児童生徒数/公立小中学校の児童生徒数(%)		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
平成23年度	1,723	936	2,659	148	88	236	8.6	9.4	8.9
平成24年度	1,689	938	2,627	169	91	260	10.0	9.7	9.9
平成25年度	1,655	888	2,543	168	81	249	10.2	9.1	9.8
平成26年度	1,603	898	2,501	152	79	231	9.5	8.8	9.2
平成27年度	1,617	843	2,460	155	94	249	9.6	11.2	10.1



左軸：うきは市公立小・中学校の児童生徒数、右軸：準要保護児童生徒数

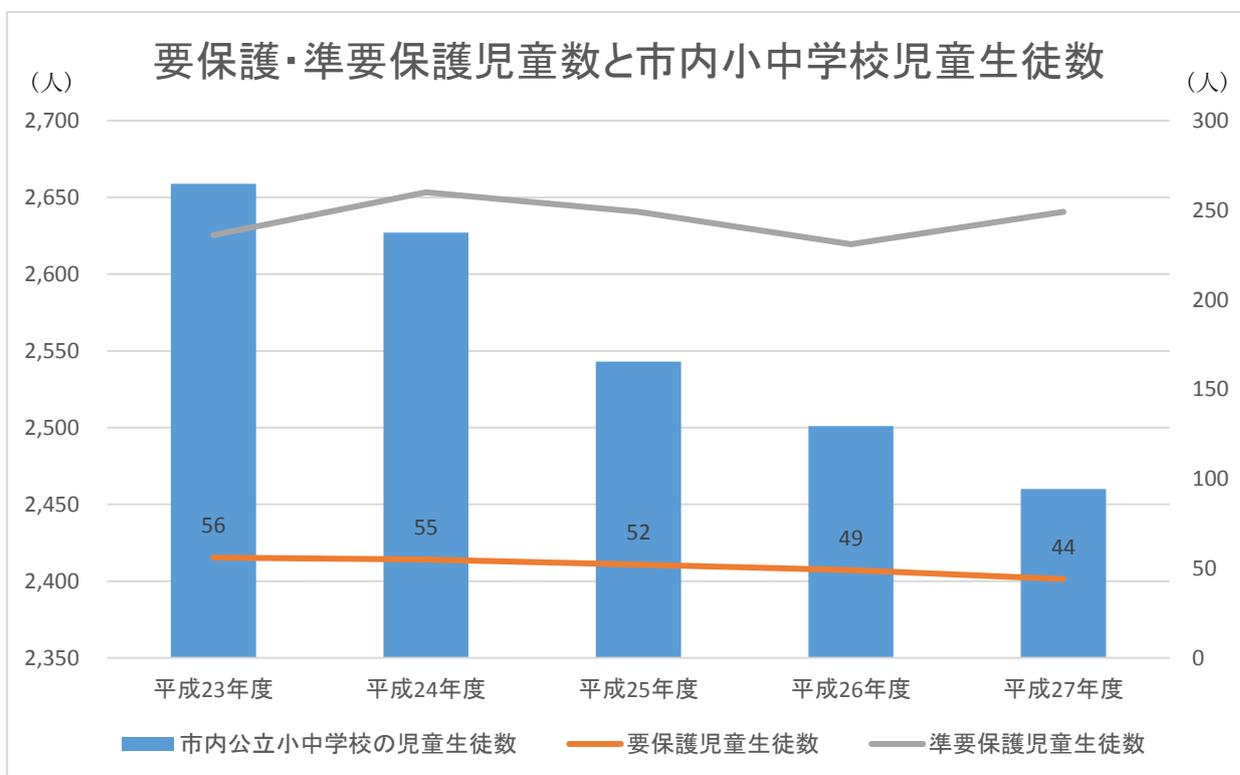
(2) 要保護及び準要保護児童生徒の推移

(1) の推移に伴い、要保護児童生徒も加えると、平成 27 年度、要保護および準要保護世帯の児童生徒がうきは市の公立小中学校の全児童生徒数に占める割合は 11.9% となっています。(※要保護とは生活保護を受給している状況を指します。)

要保護及び準要保護児童生徒数の推移

	うきは市の公立小中学校の児童生徒数(人)			要保護児童生徒数(人)	準要保護児童生徒数(人)	要保護・準要保護児童生徒数/公立小中学校の児童生徒数(%)
	小学校	中学校	合計	合計	合計	合計
平成23年度	1,723	936	2,659	56	236	11.0
平成24年度	1,689	938	2,627	55	260	12.0
平成25年度	1,655	888	2,543	52	249	11.8
平成26年度	1,603	898	2,501	49	231	11.2
平成27年度	1,617	843	2,460	44	249	11.9

※要保護児童生徒数は生活保護年齢別被保護人員(18歳未満)の6~14歳より抜粋



左軸：市内公立小中学校の児童生徒数、右軸：準要保護児童生徒数、グラフ内数値：要保護児童生徒数



第3 実態調査結果の概要

1 実態調査について

(1) 調査の目的

わが国の子どもの相対的貧困率は、平成24年度時点で16.3%（6人に1人）となっている。福岡県の場合、生活保護や就学援助の状況を勘案すると、子どもの貧困率は全国数値を上回っていることが推測され、早急な対策が求められています。

このような状況をふまえ、今回のうきは市「子どもの健康と生活に関する調査」（以下、「本調査」）は、国・福岡県が策定している「子供の貧困対策に関する大綱」および「福岡県子どもの貧困対策推進計画」に基づき実施するものです。

調査では、うきは市における「子どもの健康・生活実態」を明らかにすることを目的に、うきは市内の保育園・幼稚園、公立小学校・中学校の保育士・教員を対象に調査票を配布して、子どもたちが現在おかれている状況の把握できるよう努めました。

本調査実施後、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、すべての子どもたちが「夢と希望」を持って成長していけるように「うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援体制実施計画」（以下、「計画」）を策定し、子どもたちの成長段階に合わせて切れ目のない確実な支援体制を整備する事を目的とします。

(2) 調査対象者

うきは市内の保育園・幼稚園、公立小学校・中学校の保育士・教員

(3) 調査期間

保育園及び幼稚園：平成28年10月4日～10月14日（アンケート）

平成28年10月12日～10月27日（ヒアリング）

公立小学校及び中学校：平成28年9月26日～10月7日

(4) 実施方法

うきは市内の保育園・幼稚園、公立小学校・中学校に調査票と封筒を配布しました。各教員が記入し、密封されたものを学校ごとにとりまとめてもらい、10月14日（保育園及び幼稚園）、10月7日（公立小学校・中学校）に回収しました。調査票はそのまま久留米大学社会福祉学科上原研究室に送付しました。調査票は無記名、自記式です。

なお、保育園及び幼稚園のみ、調査票では子どもの生活実態を把握するためにヒアリングを実施しました。

(5) 倫理的配慮

調査票は久留米大学御井学舎倫理委員会の承認を得ており、調査票の入力においてはコード化し、匿名性の確保に十分注意しています。また、回答内容は統計的に処理し、行政資料及び研究活動以外では使用しないことを関係者に伝え、承諾を得ています。

(6) 学識協力者

本調査の実施においては、学識協力者2名の協力を得ました。

学識協力者：上原紀美子氏（久留米大学文学部教授）

田中 将太氏（久留米大学文学部助教、NPO 法人地域たすけあいの会 理事）

(7) 回収状況

機関名	校数	配布数(N)	回答者数(n)	回収率(%)
保育所	8	37	37	100
幼稚園	2	12	12	100
小学校	10	115	114	99.1
中学校	2	38	38	100
全体	22	202	201	99.5

(8) 回答者の役職（一つのみ回答）

役職名	保育園・幼稚園(n)	小学校(n)	中学校(n)	合計(n)	割合(%)
管理者	1	20	4	25	12.4
担任	46	69	25	140	69.7
養護教諭	0	9	2	11	5.5
教諭（加配含）	1	7	5	13	6.5
教諭外	0	2	0	2	1.0
無回答	1	7	2	10	5.1
合計	49	114	38	201	100

(9) 回答者の主な資格（複数回答可）

資格	保育園・幼稚園(n)	小学校(n)	中学校(n)	合計
教諭	11	87	34	132
養護教諭	0	9	2	11
社会福祉士	0	0	0	0
精神保健福祉士	0	0	0	0
保育士	44	0	0	44
その他	6	2	4	0

(10) 勤続年数（一つのみ回答）

年数	保育園・幼稚園(n)	小学校(n)	中学校(n)	合計	割合(%)
10年以下	13	35	12	60	29.9
20年以下	21	11	3	35	17.4
30年以下	11	27	13	51	25.4
40年以下	2	33	8	43	21.4
無回答	2	8	2	12	6.0
合計	49	114	38	201	100

2 実態調査の結果

(1) 子ども・家庭が抱える問題

担当する学校、クラス等の状況を、①食事（3問）、②衣類・衛生（4問）、③健康（6問）、④家庭（4問）、⑤学校生活（8問）、⑥経済面（8問）の計33項目について、選択肢（1 思わない、2 あまり思わない、3 わからない、4 思う、5 とても思う）から最も該当するものを選択してもらいました。

回答結果を平均値化したところ、まず、全体として、問20の項目（「授業中に教室を動き回る等落ち着きのない子どもがいる」）以外では、保育園・幼稚園、小学校、中学校と学年があがるにつれ、「思う」、「とても思う」と回答する割合が高くなっています。特に中学校では全33項目のうち30項目で平均値が高くなっています。これは教師が子どもたちと接するなかで「子ども・家庭が抱える問題」として認識できるほど大きくなっていることを示しています。また、小学校から中学校に学年があがるにつれ、「22.孤独・孤立を感じている子ども」が「2.78→3.66」、「23.将来に希望を持ってない子ども」が「2.61→3.92」と高くなっています。子どもたちが現在おかれている状況が精神的にも何らかの影響を及ぼしていることが推測できます。

全体として回答率が高かったのが、「9.精神的な不安定さがある子どもがいる (3.51)」、「19.基本的な読み書き・計算が難しい子がいる (3.39)」、「21.忘れ物等が日常的に多い子どもがいる (3.32)」です。特に「9.精神的な不安定さがある子どもがいる」の回答が保育園・幼稚園では 2.75、小学校では 3.62、中学校では 4.16 と高くなっています。発達障害等も考慮にいれつつも、経済的な問題等が子どもの精神状況、成長発達等にどのように影響しているのか分析していく必要があります。

その他、回答率が高かったものは、「6.爪が伸びており、爪垢がたまっている子どもがいる (2.71)」、「7.歯磨きをしない、または歯磨きができていない子どもがいる (2.77)」、「8.低体重または過度の肥満の子どもがいる (2.75)」、「13.虫歯が多いにもかかわらず治療をしていない子どもがいる (2.64)」、「14.学校行事にほとんど参加しない保護者がいる (2.64)」、「15.必要書類、提出物の提出がなされない保護者がいる (2.78)」、「18.欠席が目立つ子どもがいる (2.67)」、「20.授業中に教室を動き回る等落ち着きのない子どもがいる (2.7)」、「22.孤独・孤立を感じている子どもがいる (2.60)」、「23.将来に希望を持っていない子どもがいる (2.57)」でした。

種別ごとにみていくと、保育園・幼稚園では、「9.精神的な不安定さがある子どもがいる (2.75)」、「20.授業中に教室を動き回る等落ち着きのない子どもがいる (2.67)」、「6.爪が伸びており、爪垢がたまっている子どもがいる (2.63)」の順に高い結果がでました。

小学校では、「9.精神的な不安定さがある子どもがいる (3.62)」、「19.基本的読み書き・計算が難しい子がいる (3.59)」、「21.忘れ物等が日常的に多い子どもがいる (3.40)」の順に高かったです。その他にも「1.家庭での食事は、一人で食べている等 (孤食) が会話にあがる子どもがいる (2.59)」、「6.爪が伸びており、爪垢がたまっている子どもがいる (2.74)」、「7.歯磨きをしない、または歯磨きができていない子どもがいる (2.89)」、「8.低体重または過度の肥満の子どもがいる (2.81)」、「14.学校行事にほとんど参加しない保護者がいる (2.79)」、「15.必要書類、提出物の提出がなされない保護者がいる (2.79)」、「20.授業中に教室を動き回る等落ち着きのない子どもがいる (2.5)」、「22.孤独・孤立を感じている子どもがいる (2.78)」、「23.将来に希望を持っていない子どもがいる (2.61)」も回答する割合が高い状況でした。

中学校では 33 項目のうち 30 項目で平均値が高くなりましたが、そのなかでも「19.基本的読み書き・計算が難しい子がいる (4.34)」が最も高く、次いで「9.精神的な不安定さがある子どもがいる (4.16)」、「21.忘れ物等が日常的に多い子どもがいる (4.16)」が高い結果がでました。その他にも「1.家庭での食事は、一人で食べている等 (孤食) が会話にあがる子どもがいる (3.35)」、「2. (日常的に) 空腹を訴える、食べ物をねだる等、食事を食べていないと思われる子どもがいる (2.53)」、「4.散髪をしていない、または洗髪ができていない子どもがいる (2.53)」、「5. 身体や衣類からの臭いが気になる子どもがいる (2.76)」、「6.爪が伸びており、爪垢がたまっている子どもがいる (2.74)」、「7.歯磨きをしない、または歯磨きができていない子どもがいる (2.74)」、「8.低体重または過度の肥満の子がいる (3.34)」、「10. 自傷行為をする子どもがいる (3.18)」、「11.授業中に寝ていることが多い子どもがいる (4.05)」、「13.虫歯が多いにもかかわらず治療をしていない子どもがいる (3.14)」、「14.

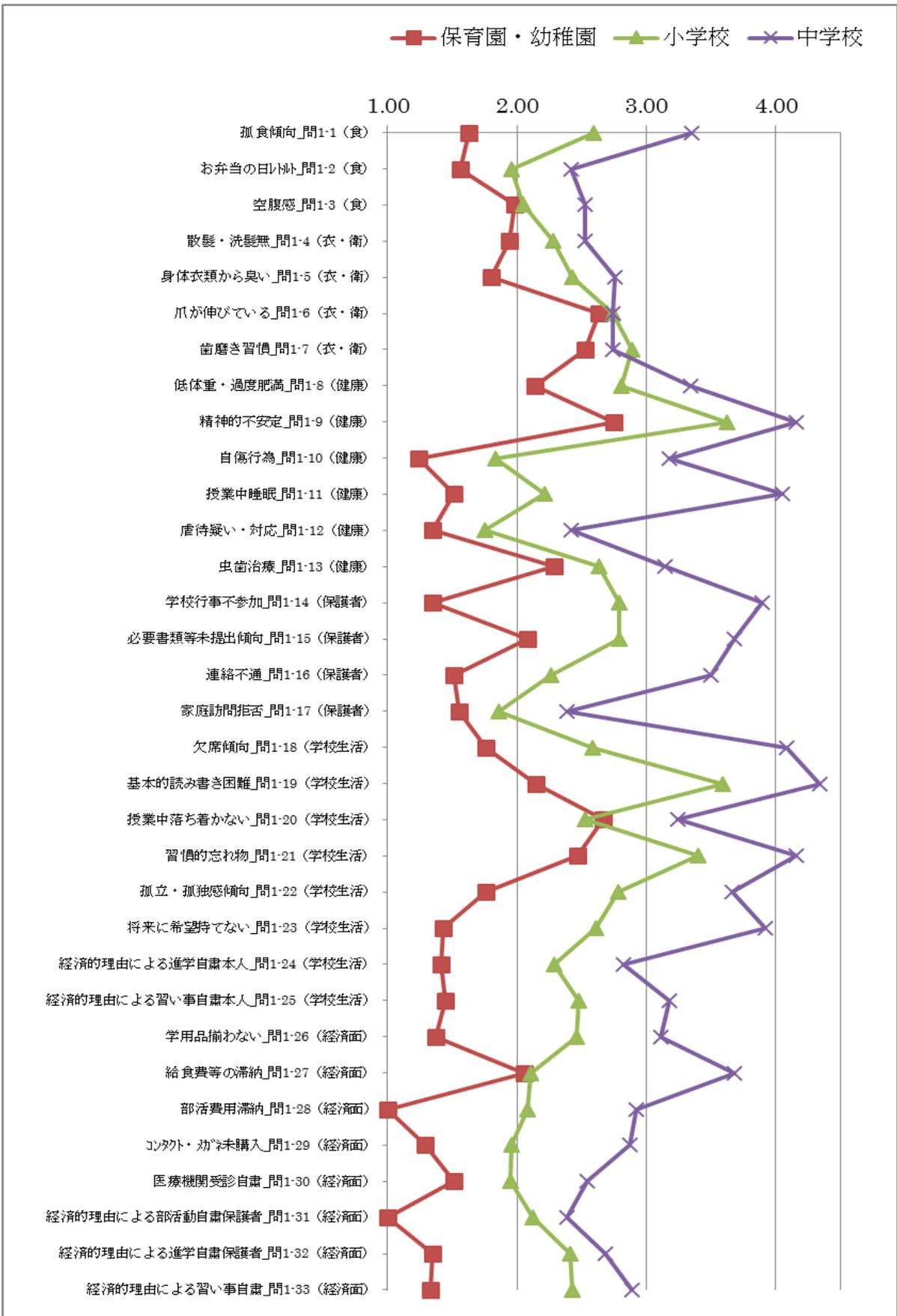
学校行事にほとんど参加しない保護者がいる (3.89)」、「15. 必要書類, 提出物の提出がなされない保護者がいる (3.68)」、「16. 不在時の電話の折り返し, 伝言への返答がない等, 連絡がつかない保護者がいる (3.50)」、「18. 欠席が目立つ子どもがいる (4.08)」、「20. 授業中に教室を動き回る等落ち着きのない子どもがいる (3.24)」、「22. 孤独・孤立を感じている子どもがいる (3.66)」、「23. 将来に希望が持てない子どもがいる (3.92)」、「24. 経済的な理由で進学をあきらめている子どもがいる (2.82)」、「25. 経済的な理由で習い事 (学習塾等) をあきらめている子どもがいる (3.18)」、「26. 学用品が揃わない, 揃えることに困難を感じている家庭がある (3.11)」、「27. 給食費, 修学旅行積立費のいずれかを滞納している家庭がある (3.68)」、「28. 部活動に関する費用を滞納している家庭がある (2.92)」、「29. 視力が悪いにもかかわらず, コンタクトレンズ, メガネを購入していない子どもがいる (2.87)」、「30. ケガをしたり, 具合が悪いにもかかわらず医療機関にかかっていない子どもがいる (2.54)」、「31. 経済的な理由で部活に入部していない家庭がある (2.39)」、「32. 経済的な理由で子どもの進学をあきらめていない保護者がいる (2.68)」、「33. 経済的な理由で習い事 (学習塾等) をあきらめている保護者がいる (2.89)」という結果になりました。

■表 2-(1)-1 学校・クラス等の状況

No.	分類	質問項目	保育所 幼稚園	小学校	中学校	全体
1	食事	家庭での食事は, 一人で食べている等 (孤食) が会話にあがる子どもがいる	1.63	2.59	3.35	2.49
2		「お弁当の日」にレトルト食品やコンビニ弁当を持ってくる子どもがいる	1.56	1.96	2.42	1.95
3		(日常的に) 空腹を訴える, 食べ物をねだる等, 食事を食べていないと思われる子どもがいる	1.98	2.05	2.53	2.13
4	衣類	散髪をしていない, または洗髪ができていない子どもがいる	1.94	2.28	2.53	2.24
5		身体や衣類からの臭いが気になる子どもがいる	1.80	2.43	2.76	2.34
6	衛生	爪が伸びており, 爪垢がたまっている子どもがいる	2.63	2.74	2.74	2.71
7		歯磨きをしない, または歯磨きができていない子どもがいる	2.53	2.89	2.74	2.77
8	健康	低体重または過度の肥満の子どもがいる	2.14	2.81	3.34	2.75
9		精神的な不安定さがある子どもがいる	2.75	3.62	4.16	3.51
10		自傷行為をする子どもがいる	1.24	1.83	3.18	1.94
11		授業中に寝ていることが多い子どもがいる	1.51	2.21	4.05	2.38
12		虐待の疑いがあり, 対応したことがある子どもがいる	1.35	1.75	2.42	1.77

No.	分類	質問項目	保育園 幼稚園	小学校	中学校	全体
13	健康	虫歯が多いにもかかわらず治療をしていない子どもがいる	2.29	2.63	3.14	2.64
14	家庭	学校行事にほとんど参加しない保護者がいる	1.35	2.79	3.89	2.64
15		必要書類, 提出物の提出がなされない保護者がいる	2.08	2.79	3.68	2.78
16		不在時の電話の折り返し, 伝言への返答がない等, 連絡がつかない保護者がいる	1.51	2.26	3.50	2.31
17		家庭訪問を拒否する保護者がいる	1.55	1.86	2.39	1.88
18	学校 生活	欠席が目立つ子どもがいる	1.76	2.58	4.08	2.67
19		基本的な読み書き・計算が難しい子どもがいる	2.15	3.59	4.34	3.39
20		授業中に教室を動き回る等落ち着きのない子どもがいる	2.67	2.53	3.24	2.70
21		忘れ者等が日常的に多い子どもがいる	2.47	3.40	4.16	3.32
22		孤独・孤立を感じている子どもがいる	1.76	2.78	3.66	2.69
23		将来に希望が持てない子どもがいる	1.43	2.61	3.92	2.57
24		経済的な理由で進学をあきらめている子どもがいる	1.41	2.29	2.82	2.18
25		経済的な理由で習い事(学習塾等)をあきらめている子どもがいる	1.45	2.48	3.18	2.36
26	経済 面	学用品が揃わない, 揃えることに困難を感じている家庭がある	1.37	2.46	3.11	2.31
27		給食費, 修学旅行積立費のいずれかを滞納している家庭がある	2.06	2.11	3.68	2.40
28		部活動に関する費用を滞納している家庭がある	1.00	2.08	2.92	1.95
29		視力が悪いにもかかわらず, コンタクトレンズ, メガネを購入していない子どもがいる	1.29	1.96	2.87	1.97
30		ケガをしたり, 具合が悪いにもかかわらず医療機関にかかっていない子どもがいる	1.51	1.95	2.54	1.95
31		経済的な理由で部活に入部していない家庭がある	1.00	2.12	2.39	1.85
32		経済的な理由で子どもの進学をあきらめている保護者がいる	1.35	2.41	2.68	2.20
33		経済的な理由で習い事(学習塾等)をあきらめている保護者がいる	1.33	2.43	2.89	2.25

■ 図 2-(1)-2 学校・クラス等の状況



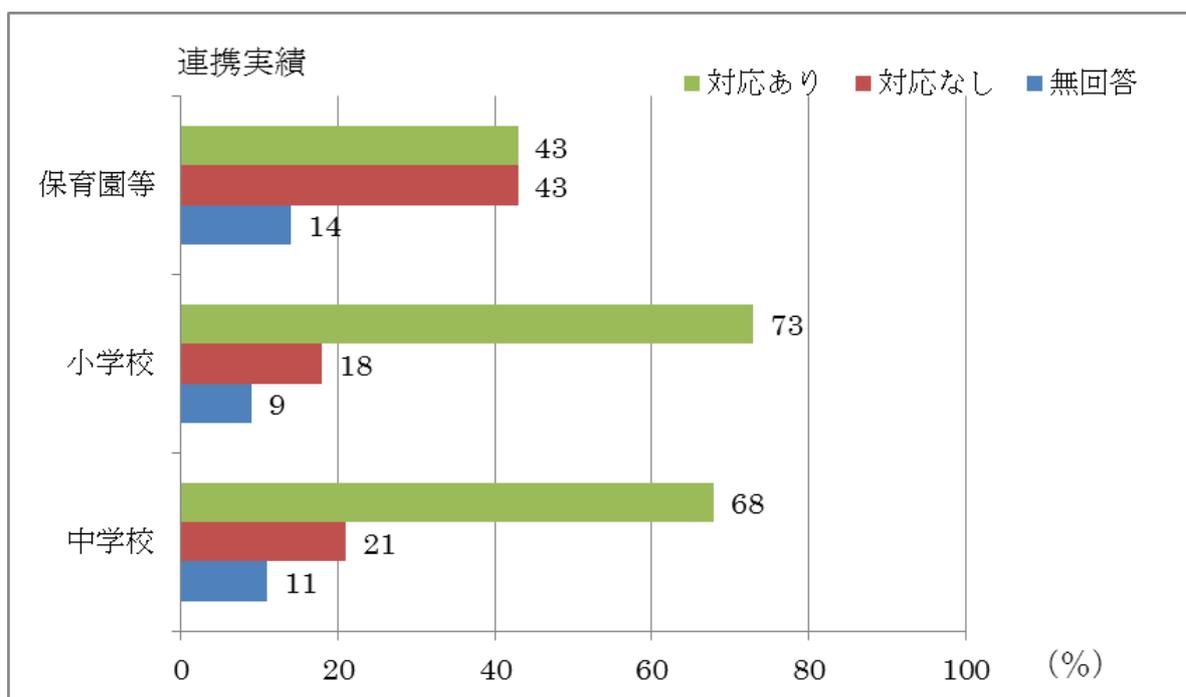
(4) 関係機関との連携の有無

子どもの健康と生活に関する問題対応について、関係機関と連携して対応したことがあるか尋ねてみました。その結果、回答者 201 名のうち 130 名 (65%) が「連携して対応したことがある」と回答しました。種別ごとにみていくと保育園・幼稚園では 21 名 (43%)、小学校では 83 名 (73%)、中学校では 26 名 (68%) が「連携して対応したことがある」と回答しました。小学校、中学校では約 7 割の教員が他の関係機関等と積極的に連携し、子どもの健康と生活に関する問題対応にあたっていることがわかりました。

■2-(4)-1 関係機関との連携の有無

質問項目	保育園・幼稚園		小学校		中学校		全体	
	n	%	n	%	n	%	n	%
連携して対応したことがある	21	43	83	73	26	68	130	65
連携して対応したことがない	21	43	21	18	8	21	50	25
無回答	7	14	10	9	4	11	21	10
合計	49	100	114	100	38	100	201	100

■2-(4)-2 関係機関との連携の有無



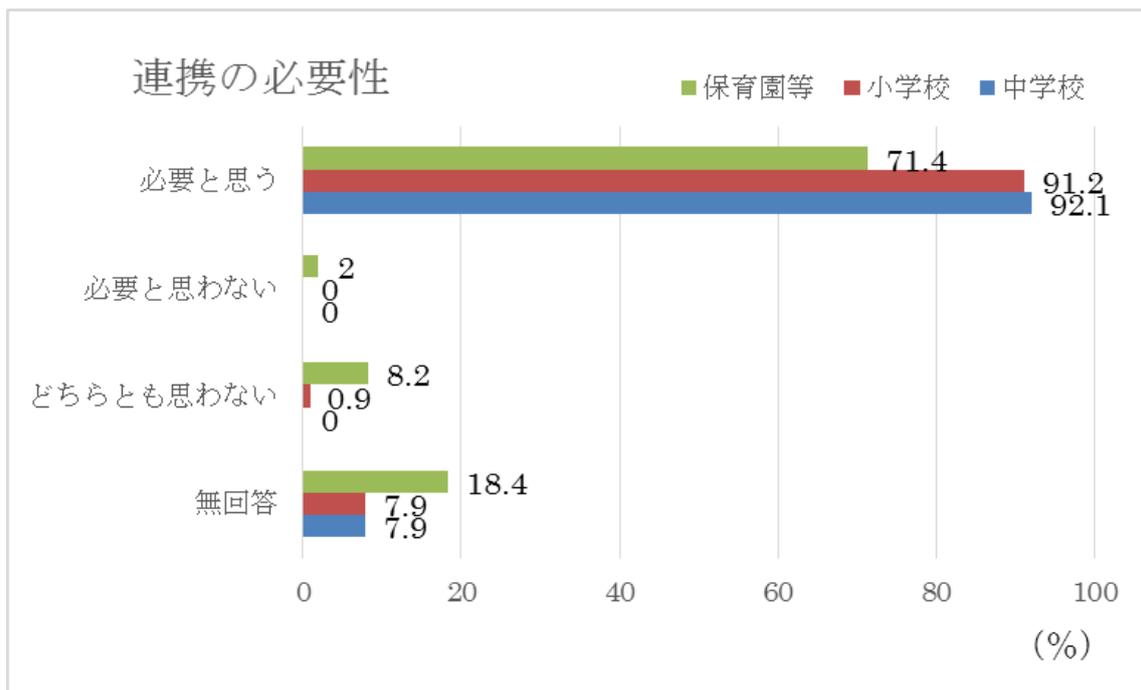
(5) 関係機関との連携の必要性

子どもの健康と生活に関する問題対応について、学校等と関係機関がネットワークを組む必要性の有無について尋ねてみました。回答者 201 名のうち、174 名 (86.6%) が「必要と思う」と回答しました。種別ごとにみていくと保育園・幼稚園が 35 人 (71.4%)、小学校が 104 名 (91.2%)、中学校が 35 名 (92.1%) でした。小学校、中学校の 9 割以上の教員が子どもの健康と生活に関する問題について学校と関係機関との連携の必要性を感じておられることがわかりました。

■2-(5)-1 関係機関との連携の必要性

質問項目	保育園・幼稚園		小学校		中学校		全体	
	n	%	n	%	n	%	n	%
必要と思う	35	71.4	104	91.2	35	92.1	174	86.6
必要と思わない	1	2.0	0	0	0	0	1	0.4
どちらとも思わない	4	8.2	1	0.9	0	0	5	2.5
無回答	9	18.4	9	7.9	3	7.9	21	10.4
合計	49	100	114	100	38	100	201	100

■2-(5)-2 関係機関との連携の必要性



(6) 連携機関

支援の際に連携した機関について複数回答で尋ねました。全体ではスクールカウンセラーが 94 人 (18%)、次いで社会福祉協議会が 62 人 (12%)、医療機関が 61 人 (12%) であった。種別ごとにみていくと、保育園・幼稚園では福祉事務所が 22 人 (34%) と最も高く、次いで児童相談所が 8 名 (13%)、民生委員児童委員が 8 名 (13%)、医療機関が 8 名 (13%) でした。

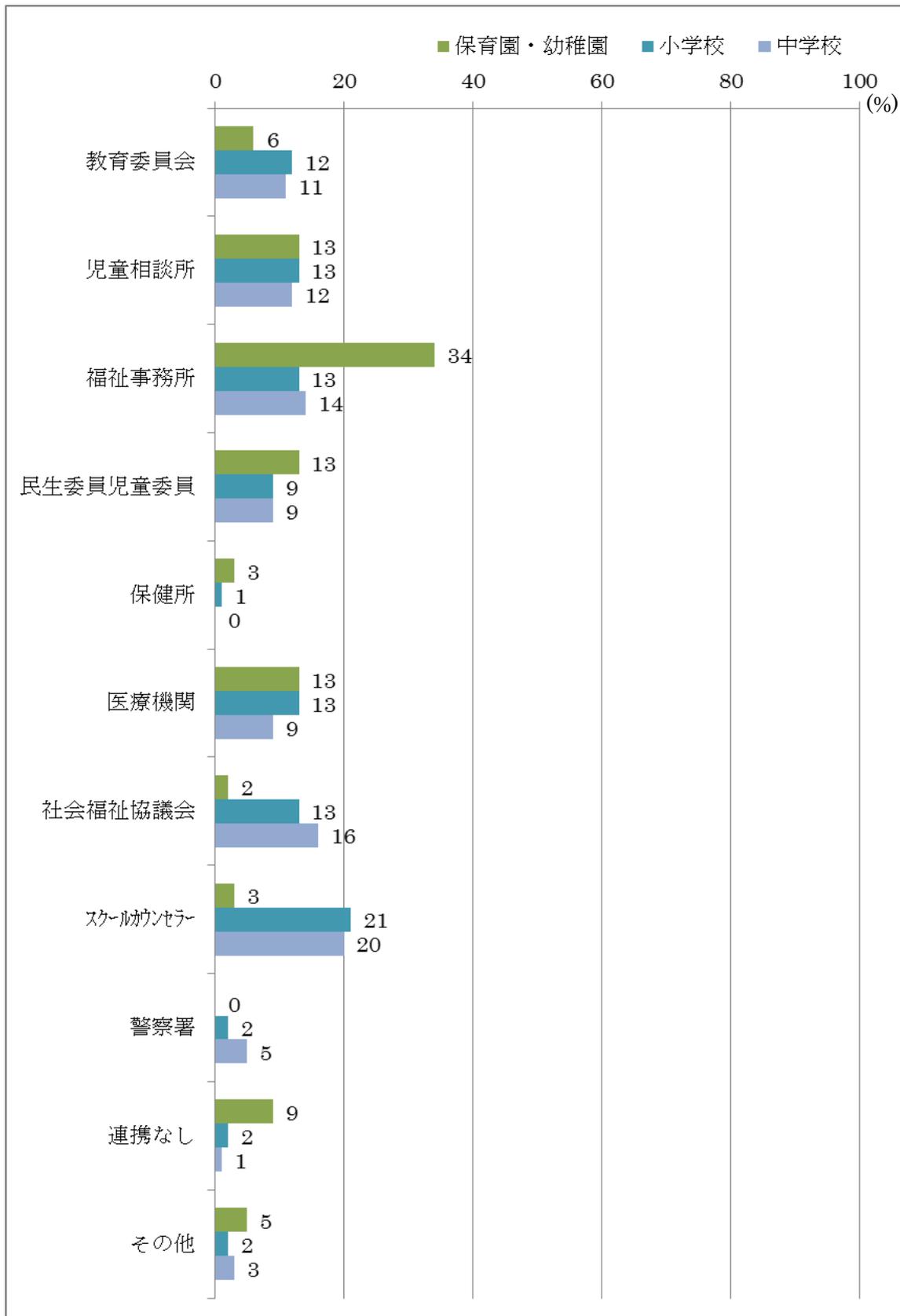
小学校ではスクールカウンセラーが 67 名 (21%) と最も高く、次いで福祉事務所が 43 名 (13%)、児童相談所が 41 名 (13%)、医療機関が 41 名 (13%)、社会福祉協議会が 41 名 (13%)、でした。

中学校では、スクールカウンセラーが 25 名 (20%) と最も高く、次いで社会福祉協議会が 20 名 (16%)、福祉事務所が 18 名 (14%) でした。

■表 2-(6)-1 連携機関 (複数回答可)

項目	保育園・幼稚園		小学校		中学校		全体	
	n	%	n	%	n	%	n	%
教育委員会	4	6	38	12	14	11	56	11
児童相談所	8	13	41	13	15	12	64	13
福祉事務所	22	34	43	13	18	14	83	16
民生委員児童委員	8	13	28	9	12	9	48	9
保健所	2	3	3	1	0	0	5	1
医療機関	8	13	41	13	12	9	61	12
社会福祉協議会	1	2	41	13	20	16	62	12
スクールカウンセラー	2	3	67	21	25	20	94	18
警察署	0	0	7	2	6	5	13	3
連携したことがない	6	9	7	2	1	1	14	3
その他の機関	3	5	5	2	4	3	12	2
合計	64	100	321	100	127	100	512	100

■表 2-(6)-2 連携機関（複数回答可）



(7) 他機関との調整役

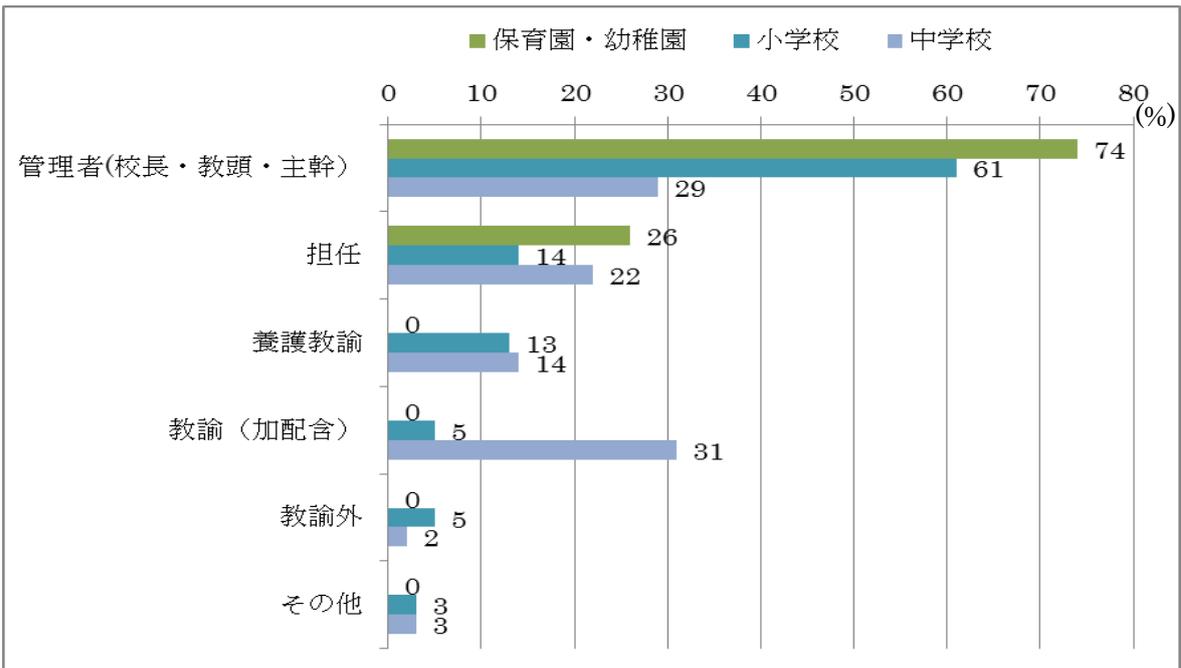
あなたの所属する機関において、関係機関と連携する調整役は主にどなたが担われるか複数回答で尋ねました。全体では管理職（校長・教頭・主幹教諭）が154名（56%）と最も高く、次いで担任が50名（18%）、養護教諭が28名、教諭（加配含）が28名でした。

種別ごとにみていくと、保育園・幼稚園では管理職（園長・主任）が43名（74%）と最も高く、次いで担任が15名（26%）の順でした。小学校では管理職（校長・教頭・主幹教諭）が92名（61%）と最も高く、次いで担任が21名（14%）、養護教諭が19名（13%）の順であった。中学校では教諭（加配含）が20名（31%）と最も高く、次いで管理職（校長・教頭・主幹教諭）が19名（29%）、担任が14名（22%）の順でした。

小学校までは調整役として管理職と回答する割合が高かったが、中学校になると教諭がその任を担うことが増えることがわかりました。

■表 3-(7)-1 他機関との調整役 [複数回答可]

項目	保育園・幼稚園		小学校		中学校		全体	
	n	%	n	%	n	%	n	%
管理職（校長・主幹・教頭等）	43	74	92	61	19	29	154	56
担任	15	26	21	14	14	22	50	18
養護教諭	0	0	19	13	9	14	28	10
教諭（加配含）	0	0	8	5	20	31	28	10
教諭外	0	0	8	5	1	2	9	3
その他	0	0	4	3	2	3	6	2
合計	58	100	152	100	65	100	275	100

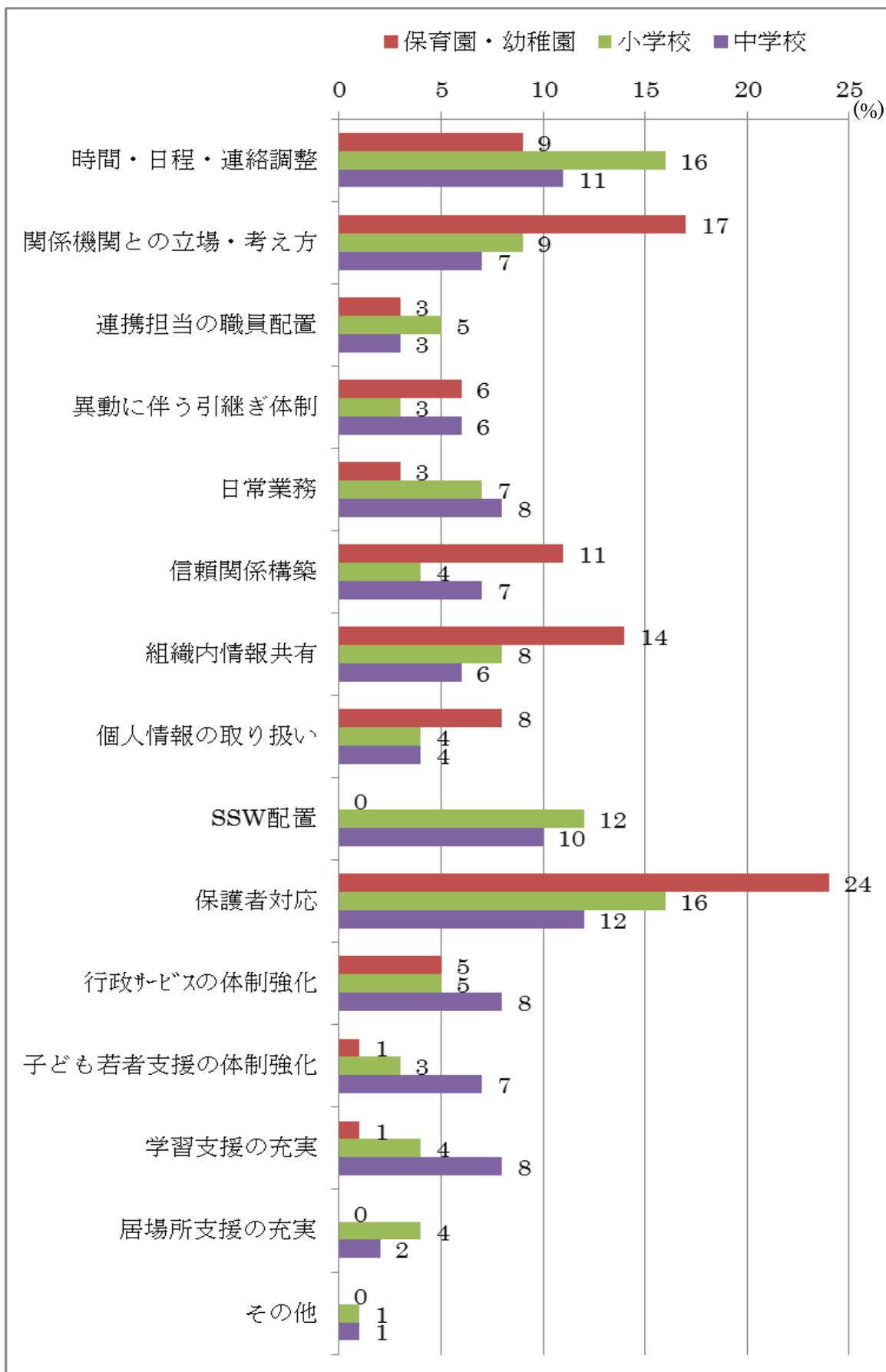


(8) 関係機関との連携の課題

関係機関との連携上の課題について尋ねてみました（複数回答）。全体としては「保護者に対する回答の仕方」が94人（16%）と最も高く、次いで「時間・日程・連絡調整」が81名（14%）、「学校と関係機関との立場や考え方」が57名（10%）でした。種別ごとにみていくと、保育園・幼稚園では「保護者に対する対応の仕方」が24名（24%）、次いで「学校と関係機関との立場や考え方」が17名（17%）、「組織内の情報共有」が14名（14%）の順に高い状況でした。小学校では「時間・日程・連絡調整」が58人（9%）と最も高く、次いで「保護者に対する対応の仕方」が55名（16%）、「スクールソーシャルワーカーの配置」が41名（12%）の順に高かったです。中学校では「保護者に対する対応の仕方」が15名（12%）と最も高く、次いで「時間・日程・連絡の調整」が14名（11%）、「スクールソーシャルワーカーの配置」が12名（10%）の順に高かったです。

■表 3-(8)-1 関係機関との連携の課題 [複数回答可] (%は小数点以下を四捨五入して表示)

項目	保育園・幼稚園		小学校		中学校		全体	
	n	%	n	%	n	%	n	%
時間・日程・連絡調整	9	9	58	16	14	11	81	14
学校と関係機関との立場や考え方	17	17	31	5	9	7	57	10
連携担当の職員の配置	3	3	16	3	4	3	23	4
担当者の異動による引継ぎ体制	6	6	10	7	7	6	23	4
日常の業務	3	3	24	4	10	8	37	6
関係機関との信頼関係の構築	11	11	15	8	8	7	34	6
組織内の情報共有	14	14	27	4	7	6	48	8
個人情報の取扱い	8	8	15	4	5	4	28	5
スクールソーシャルワーカーの配置	0	0	41	12	12	10	53	9
保護者に対する対応の仕方	24	24	55	16	15	12	94	16
行政サービス（子育て支援・福祉）の体制強化	5	5	17	5	10	8	32	6
社会福祉協議会が行う「子ども若者支援」の体制強化	1	1	12	3	8	7	21	4
低所得者対象の学習支援の充実	1	1	14	4	10	8	25	4
居場所支援の充実	0	0	15	4	3	2	18	3
その他	0	0	4	1	1	1	5	1
合計	102	100	354	100	123	100	579	100





第4 支援体制整備の概要

1 うきは市の子どもの貧困状況と実態調査結果から導かれる支援体制

(1) 現行施策の体制強化と乳幼児期から継続した支援体制の整備

今回実態調査の成果(実態調査問1)から、子ども達に対応している専門職の所感として、保育園・幼稚園から中学校へとステージが上がるにつれ、各項目で課題意識が高い状況が浮き彫りとなっています。現在、市内の子ども達に関わる貧困対策事業としては、学習支援(中学生)を中心とした学習・居場所活動と、精神的な貧困対応としての不登校・ひきこもり対策相談支援事業(小学生から成人期まで)をうきは市がうきは市社会福祉協議会に委託し展開していますが、乳幼児期から貧困課題に向き合う事や、貧困の世代間連鎖に対する解決策や予防的支援には対応できていない状況です。

できるだけ早期に、総合的な支援ができるよう隠れた貧困状況を発見し、向き合う為の居場所(学習・相談等)の確保が必要であり、その早期整備が必要と考えられます。

また、準要保護世帯の中学生は平成27年度に94名、小学生は155名と数多くの対象者がおり、平成22年度から平成27年度を比較しても、市内公立小・中学校の児童生徒数は減少しているにもかかわらず、準要保護世帯の中学生は増加傾向にあります。また、生活保護受給世帯の約2割が18歳未満の子ども達である事もわかりました。

この結果を基にすると、生活困窮者自立支援事業における学習支援事業の体制を強化し、幅広い受入ができるよう、調整をしていく必要があります。

更に、子どもたちが居住する家庭で食に関する課題がでる事も考えられます。その課題へとアプローチする為にも、フードバンクを整備し、対象者の状況に応じて安定した食材提供を行うセーフティネット体制作りも必要となります。

(2) 途切れのない支援連携体制構築

実態調査の中では、関係機関との連携強化を各ステージで感じている結果が出ており、全体の97%が連携は必要と答えています。その理由として自由記述欄には「学校現場だけで解決していく事が難しい」「多くの視点で見守る環境が必要」「複雑な家庭内の問題等に対して連携して取り組んでいかないといけない」などの回答が多くありました。

こういった事からも、限られた繋がり支援体制から、子ども主体に学校・家庭・外部支援機関が所属や枠を超えて繋がり、壁の無い支援体制の構築が求められており、この為にはその繋がり核となる人材を配置していく必要性があります。

上記の状況を踏まえ、事業内容を検討した結果、基本目標・重点方針を設定し、具体的な支援内容(うきはモデル)を整備する事としました。

2 基本目標と重点方針

(1) 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、希望を持ち、夢が叶えられるよう、一人一人に寄り添い、生きる力を育む事で、これからの時代の核となる子どもたちが活躍できるうきは市になるよう目指します。

(2) 重点方針

基本目標を達成するために、以下の3点を重点方針とします。

- ① 貧困状況、もしくは、貧困状況に陥る可能性のある子どもとその家族に対して、早期に、一体的な支援を展開する。
- ② 貧困の状況を金銭的な貧困のみに限定せず、社会的相続¹（子どもたちが将来自立する力の伝達）の視点を持ち、妊娠・低年齢期から支援策を展開する。
- ③ 行政、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治協議会、ボランティア、その他関係機関などが、所属や支援枠を超えた繋がり
の元、子どもたち主体の支援を展開する。

3 施策体系

子どもの貧困対策に関する施策を、「相談支援・連携支援」「居場所支援」及び「生活支援」を柱として、総合的に推進していきます。

併せて、重点方針で掲げた3つの方針に基づき、うきは市独自の新たな施策を検討するとともに、子どもたちへの支援が滞る事が無いよう、各種関係機関へと周知を徹底していくものとします。

¹ 社会的相続については資料②を参照

4 具体的な事業内容

(1) 相談支援・連携支援

貧困状態にある子ども・若者及びその保護者・家庭が社会的孤立に陥る事がないよう、生活に関する様々な相談に応じ、適切な施策へと繋ぎ合わせます。また、各種関係機関との密接な連携を保ち、多面的な支援を講じます。

① 子ども未来応援コーディネーターの設置

ア 子ども・若者、保護者への相談支援

- (ア) 貧困状態にある世帯や子ども・若者に対して、今後の支援策を含めた相談対応を行い、個別に抱えている複合的課題を紐解き、同じ目線での支援を進めていきます。
- (イ) 相談支援は対象となる世帯や子ども・若者にとって、より相談しやすい環境を整備し、直接的な支援へと結びつくよう、アウトリーチ(訪問支援)や電話相談、各種連携機関からの受入等、幅広い相談窓口と支援策を設定します。

イ 個別支援計画の作成

- (ア) 子ども・若者が将来的に貧困状態から抜け出していく為にも、支援のプランニング(計画)を行い、子ども達及び家庭と同じ方向性で支援展開します。また、必要に応じて見直しを図れるように、自立するまでの過程を寄り添って対応していきます。

ウ 支援機関の連携体制の構築

- (ア) 相談支援や個別支援計画を立てる際に、関係機関及び各種行政窓口(福祉事務所、学校教育課、保健課等)との密接な連携のもと、既存支援事業(生活困窮者自立支援事業等)を有効活用する事や、新規連携先の発掘等様々なニーズに対応できる環境作りを行います。
また、妊娠期に早期に関わる必要性の高い家庭や、低年齢出産をして、困窮状況が厳しい家庭も想定される為、母子手帳発行時から細かく見守りができるよう乳幼児期に関係する機関との繋がりを強化し、相談対応へと繋げていきます。

エ 市民向けの啓発活動

- (ア) 各家庭や子ども・若者が抱えている貧困課題を地域としての課題として理解を促し、地域での支え手・理解者を増やす為にも、市民向けの啓発活動を行い、幅広い理解を求めていきます。また、関係機関に対して、細かい情報発信を行い、適切な利用・協力へと結び付けていきます。

オ 学習支援・居場所支援・フードバンク支援の統括

- (ア) 小学生への学習支援、居場所支援、フードバンク事業全体を統括し、安定した運営を行えるように、部門ごとの状況を把握します。
- (イ) 学習支援・居場所支援にてボランティアの協力を頂けるよう、各種関係機関との調整を図り、安定した運営へと結び付けていきます。
- (ウ) フードバンク支援では、市内外問わず協力頂ける企業を発掘し、食の確保の緊急時支援に対応できる仕組み作りを行います。

② 連携強化に向けた協議会の設置

ア 子どもの未来応援地域ネットワーク協議会の開催

- (ア) 困窮状態にある子ども及び家庭を成長のステージに沿って見守りを継続していく為、乳幼児期から成人期までの関係各所が集まり、課題の整理や多機関連携による包括的支援を目的とした協議会の運営を行います。
- (イ) 社会情勢の変化に伴う、新しい課題へのサービスの創出、複合的な課題を抱えたケースの支援会議（実務者レベル）を行うなど、臨機に、しかもより早いステージからのサポート体制の構築に努めます。
- (ウ) 地域で子ども達の未来に向けた支援体制を作り上げていく中で、新たに子どもたちへの支援に取り組む団体等が出た場合、協力体制を作り、今後の連携を図っていきます。
- (エ) 本計画について、適切な支援を行う事ができているか、見直しを行い、4年後以降の計画へと反映させることができるよう、フィードバックを行っていきます。

(2) 居場所支援

貧困状態にある子ども達への支援策として、貧困の世代間連鎖に早めに対応できる、より幼い時期から学習支援を展開し、学習機会の確保や学習習慣の定着を行うと共に、生活習慣・社会性・多様な価値の認知や育成へ向けた居場所支援を実施するなど、将来の自主自立に向けたサポートを講じます。また現在行っている支援の拡充を進めます。

① 小学生を対象とした学習・居場所支援の設置

ア 学習支援（小学生対象）

- (ア) 生活保護状況にある、就学援助を受給している世帯、もしくは母子・父子・寡婦世帯等で生活環境として厳しい状況にある世帯の小学生を対象として、将来的な自立に向けた学習を取り入れたプログラムをもとに、幼いうちからサポートを行います。
- (イ) 利用している小学生が学校生活、家庭での出来事、友人関係等様々な悩みや課題を抱えている際には、個別相談を行い、関係各所へと調整を図り、解決へと結びつけます。またその家族も同様に個別相談を受けます。
- (ウ) 学習支援で支援にあたるボランティアの募集と育成を行い、小学生一人一人に寄り添える体制作りを行います。また、定期的なミーティングを開催し、小学生の置かれている状況について共通理解を図り、見守る体制作りを進めます。

イ 居場所支援

- (ア) 生活保護状況にある、もしくは就学援助を受給している世帯、もしくは母子・父子・寡婦世帯等で生活環境として厳しい状況にある世帯の小学生を対象として、気軽に来る事ができる居場所の確保だけでなく、生活習慣や社会性の構築など、生きる力の形成へ向けた取り組みをより若い年代から継続的に行います。
- (イ) 居場所では様々なプログラム(料理教室や職業体験等)を設定し、将来的な自立や自己肯定感の育みを目的に、仕組み作りを行います。
- (ウ) 学習支援同様、利用している小学生及びその家族に対し、相談対応を行い、個別に抱えている悩みや課題へ共に向き合います。

② 中学生を対象とした学習支援の充実

ア 学習支援（中学生対象）

- (ア) 平成 26 年度から実施している生活困窮者自立支援事業内における中学生を対象とした学習支援に関して、事業の拡充と居場所としての役割を強化し、より子ども達一人一人に寄り添える環境作りを進めます。

(3) 生活支援

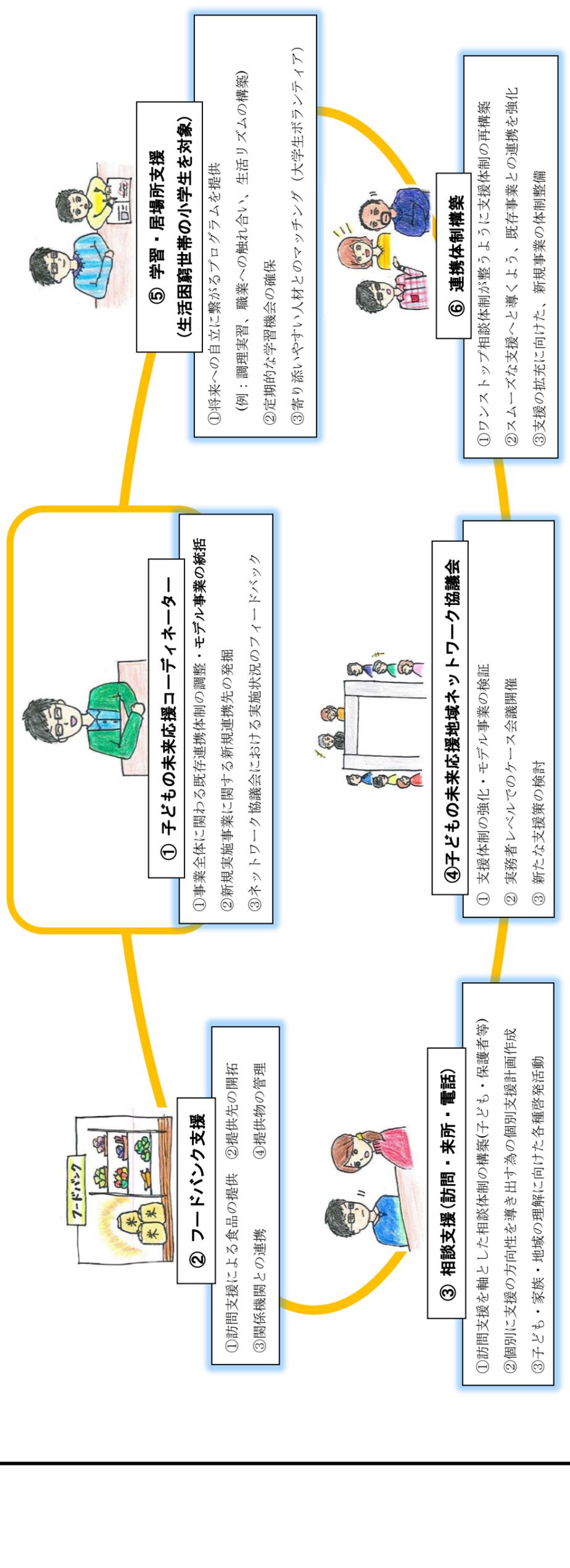
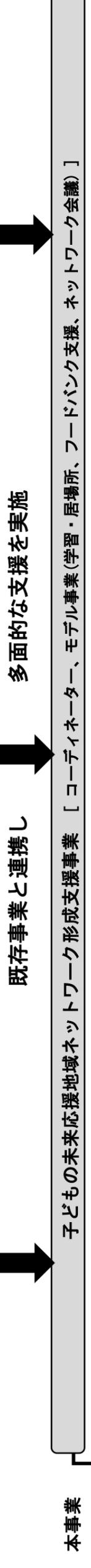
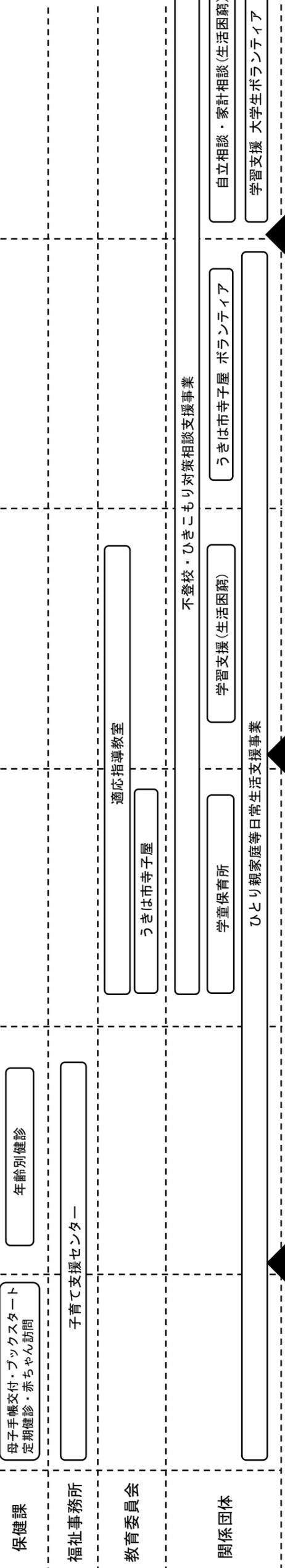
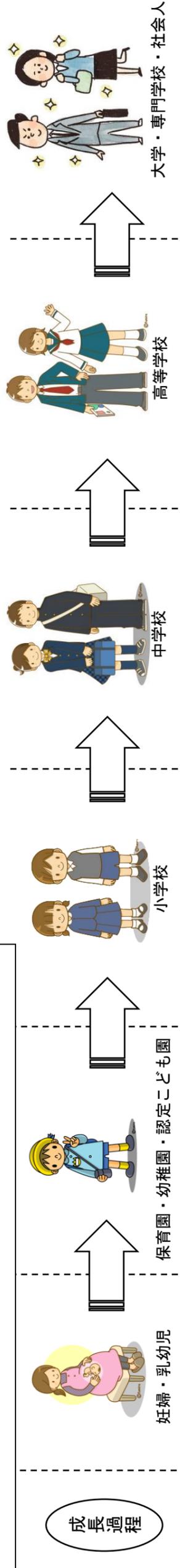
絶対的貧困状況にある世帯やその世帯の子ども達が今日・明日の食に関して路頭に迷わないよう、安定した食材の確保に努め、家庭における栄養管理の質の向上や食の安定化へと繋げる施策として講じます。

① フードバンクの設置

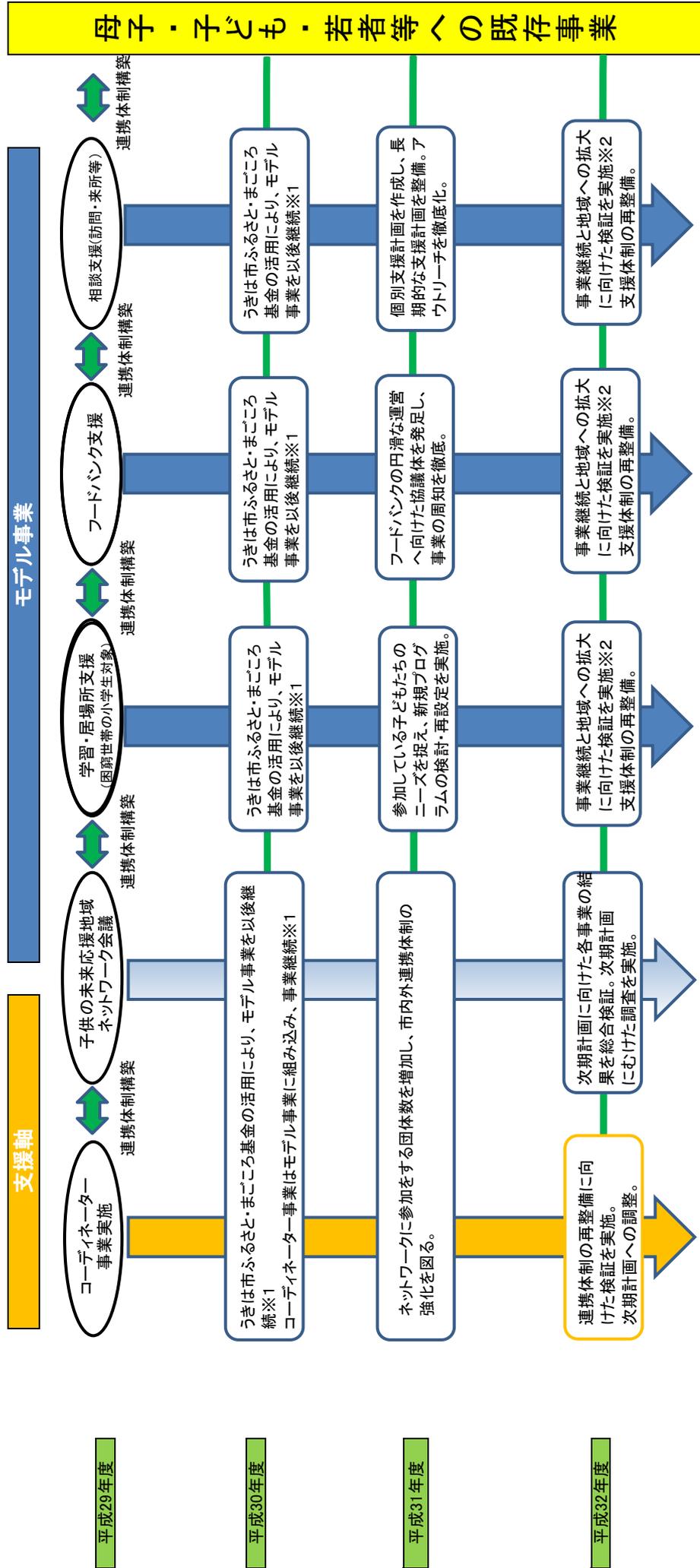
ア フードバンクによる支援

- (ア) 生活困窮状況にある世帯、就学援助を受給している世帯、母子・父子・寡婦世帯等を対象とし、一時的な緊急対応もしくは一定の安定が見込めるまでの継続的な支援を目的に、食材の提供を行います。
- (イ) 食材は市内外問わず活動に協力・賛同頂ける企業や個人等からご提供いただき、提供先については新規協力先を開拓していきます。
- (ウ) 子ども達が所属する団体等にもご協力をお願いし、食材の必要性を感じている世帯の相談を団体が受けた場合、フードバンクへと繋いで頂き、供給できる状況作りを行います。
- (エ) 頂いた物品に関しては食の安全に十分留意し、種別・用途・賞味期限等細かい管理体制の元、徹底した管理を行います。
- (オ) 積極的なアウトリーチ（訪問支援）を行い、直接本人・世帯へと届けていく事や、必要に応じて適切な使用に向けた助言を行う事を意識し、家庭内の状況把握に努めます。

子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業図（うきはモデル）



子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業のスケジュール



※1うきは市ふるさと・まごころ基金を活用して、モデル事業の継続を行います。
 ※2地域への拡大を働きかけていきます。(ふるさと・まごころ基金補助金)

※1注釈:うきは市ふるさと・まごころ基金
 ふるさと納税による寄付金を適正に管理及び活用し、うきは市のまちづくりを応援する寄付者の思いを具体化するために創設した基金
 ※2注釈:うきは市ふるさと・まごころ基金を原資とした居場所支援事業の拡大を地域へ働きかける



第5 福岡県及びうきは市の子ども・若者や

家庭の貧困課題への対策支援事業

1 金銭面での支援策

(1) 児童扶養手当

父母の離婚・父（母）の死亡などによって、父（母）と生計を同じくしていない児童について、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する目的の為に、手当を支給する制度。

(2) 特別児童扶養手当

精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図る事を目的として、手当を支給する制度。

(3) 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資するため、児童を養育している方に手当を支給する制度。

2 貸付支援策

(1) 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付を行うもの。

(2) 生活福祉資金（窓口は社会福祉協議会）

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

3 就学援助策

(1) 高校生等奨学給付金制度

平成26年4月以降に国公立高等学校等に入学した生徒がいる福岡県在住の生活保護（生業扶助）受給世帯または市町村民税所得割額が非課税の世帯に、世帯の状況に応じて給付金が支給される制度。

(2) 就学援助（実施：市教育委員会）

うきは市に在住し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に給食費や学用品費の一部を支給する制度。

4 住まい・生活の支援策

(1) 母子生活支援施設（実施：市福祉事務所）

18歳未満の子どもを養育している母子家庭等が、生活上の諸問題のため、子どもの養育が十分できない場合、子どもと一緒に入所できる施設。指導員が生活・教育・就職等について援助を行う。

(2) 県営住宅の優遇措置（実施：福岡県住宅供給公社）

住居にお困りのひとり親家庭の方を対象とし、県営住宅の抽選の際に倍率の優遇や点数の付与を行うもの。また、収入が低く家賃の支払いが困難と認められる場合は家賃の減免ができる。

(3) 生活保護（実施：市福祉事務所）

病気などにより収入が減少し、生活ができないとき、一定の基準で算定した生活費の額と、その方の世帯の収入と比べ、不足分について支給するもの。

5 医療の支援策

(1) 乳幼児医療費支給制度（市保健課）

小学校に就学する前までの子が病院にかかったときの自己負担相当額から自己負担額を差し引いた金額を助成する制度。

(2) ひとり親家庭等医療費支給制度（市市民生活課）

母子家庭の母及びその子、父子家庭の父及びその子、父母のない子が病院にかかったときの自己負担相当額から次の自己負担額を差し引いた額を助成する制度。

6 うきは市独自の支援策

(1) 生活困窮者自立支援事業（※1）

・自立相談支援

自立へ向けた中核的な事業で、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応する事業。細かい個別相談から得た、的確な評価・分析に基づいて自立支援計画を策定し、関係機関との調整などを行う。

・家計相談支援

生活困窮している対象者で、本人が希望する場合に家計に関する相談支援、家計管理に関する指導、貸付けのあっせん等を行う。

・就労準備支援

実際に就労を行う前に、就労に必要な訓練を日常生活自立・社会生活自立段階から有期で行う。現在はうきは市内外の事業所から内職を斡旋し、作業スペースを設けて、内職シェアステーション「コココネ」として展開している。

・学習支援

準要保護・要保護・母子父子家庭等困窮状況にある世帯の中学生を対象とし、学習の定着および社会性・多面的価値観の吸収の場として支援を展開している。現在は浮羽・吉井の2会場にて平日夜、各会場週に一回実施している。

(2) 不登校・ひきこもり対策相談支援事業（※1）

平成22年度から実施しており、完全不登校傾向にある子ども達やひきこもり傾向にある若者、また、その家族を対象とした支援として展開をしている。精神的な貧困状態と不登校・ひきこもり状態は共通する部分が多く、既に支援対象者は8年目で100名を超えている。

訪問相談（アウトリーチ）を軸に、来所・電話・メール等の相談、フリースペースの運営、当事者の会・家族会の運営補助、就労支援等、本人たちに合わせた支援を実施している。

(3) 福祉サービス利用援助事業（※1）

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等で判断能力が不十分な方を対象とし、福祉サービスの利用に対しての援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりなどのお手伝いを行うもの。子ども達の保護者が該当している場合に利用している。

(4) たすけあい援護金品の支給に関する事業（うきは市社協）

JAにじ「耳納の里」ならびに農産物搬入者のご厚意により、過剰分の野菜を毎週月・水・金曜日にいただき、市内在住の生活困窮世帯や要支援世帯に安否確認を兼ねた配達を行っている。また、市民の皆様からご寄付いただいたお米も合わせて配布している。

(5) 子どもへの食品提供事業（福岡県とうきは市社協が協定）

福岡県と協定を行っている福岡県内に本社を置く企業から賞味期限まで余裕のある食品を無償で提供頂き、学習支援等を通じ、子どもたちへと配布する事業。現在生活困窮者自立支援事業の学習支援事業内にて併走して取り組んでいる。

学習支援だけでなく、困窮世帯へと食材を配布も行っている。

(6) 適応指導教室キーノート（うきは市学校教育課）

市内小・中学校の登校日に9時から15時まで、心理的な理由や情緒的な理由などで学校に行くことができない児童生徒(小・中学生)に居場所を提供し、自立へ向けた学習や各種体験活動を行う施設。

個性や発達段階に応じた目標を持たせ、児童生徒が自らの意志で学校に復帰できるように指導員が援助を行う。

(7) うきは市寺子屋（うきは市生涯学習課）

うきは市の小学生を対象に、漢字検定・算数検定などにチャレンジして個人の目標に取り組むことで自学自習の力を伸長する。また学習支援員のサポートを受けながら、授業で学んだことを復習したり、宿題に取り組んだりする補充学習を行い、家庭における学習習慣の定着を図る。

(8) ひとり親家庭等日常生活支援事業（※1）

母子家庭、父子家庭または寡婦の方が就職活動や技能習得のための通学、疾病等のために、一時的に生活援助や保育などのサービスが必要なとき、家庭生活支援員を派遣し、生活を支援する。

※ただし、利用を希望する場合は派遣家庭登録が必要。

(9) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が仕事などの理由により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る場所。うきは市では9ヶ所の学童保育所があり、社会福祉法人が運営する1ヶ所を除き、その他は、保護者からなる保護者会が運営を行っている。

(※1) うきは市社会福祉協議会がうきは市から委託を受け、実施しているもの

資料編

資料① うきは市子どもの健康・生活実態調査アンケート

資料② 社会的相続について

資料③ うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成
支援事業実施計画策定委員会設置運営要綱

資料④ うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成
支援事業実施計画策定委員会 名簿



うきは市子どもの健康・生活実態調査(教育関係者用)

うきは市社会福祉協議会

【ご記入の前にご一読ください】

1. この調査は、国・福岡県が策定している「子どもの貧困対策に関する大綱」および「福岡県子どもの貧困対策推進計画」に基づき実施するものです。調査実施後、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、すべての子どもたちが「夢と希望」を持って成長していけるように「(仮称)うきは市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもたちの成長段階に合わせて切れ目のない確実な支援体制を整備していきます。
2. 今回の調査はうきは市から委託されたうきは市社会福祉協議会ならびに久留米大学文学部社会福祉学科が共同で調査票の配布・回収および調査票の開封・データ入力等の作業を行います。調査票は久留米大学御井学舎倫理委員会の承認を得ております。データ入力の際はコード化し、匿名性の確保に十分注意します。
3. 調査への協力は回答者の自由意思であり、同意が得られなくても何ら不利益を受ける事はありません。ご回答いただいた内容は統計的に処理し、統計の報告以外の目的には使用しません。調査票には無記名で記載していただき、個人や学校が特定されることはありません。また、皆様のご回答を、学校関係者が閲覧することはありません。
4. 調査票にご回答いただきましたら、提出用封筒に調査票のみを入れ、ご自身で封をしてください。調査票配布日から10日後にうきは市社会福祉協議会の職員が回収に伺います。封をしたまま、学校ごとでとりまとめをお願い致します。

お忙しい折おそれいりますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

ご回答いただいたうえでご不明な点や調査に関するお問い合わせは下記までお願いします。

うきは市社会福祉協議会(担当:國武、権藤)

電話:0943-76-3977/FAX:0943-76-4329

うきは市子どもの健康・生活実態調査アンケート(教育関係者用)

■あなた自身が子どもと接する際に感じることについてお聞かせください。

問1 (子ども・家庭が抱える問題)

次のうち、あなたが担当する学校・クラス等の状況において、選択肢(1~5)の中で、最も該当する番号1つに○を付けてください。(各項目○は1つ)

No.		項目	とても 思う	思う	わから ない	あまり 思わな い	思わな い
1	食事について	家庭での食事は、一人で食べている等(孤食)が会話にあがる子どもがいる	5	4	3	2	1
2		「お弁当の日」にレトルト食品やコンビニ弁当を持ってくる子どもがいる	5	4	3	2	1
3		(日常的に)空腹を訴える、食べ物をねだる等、食事を食べていないと思われる子どもがいる	5	4	3	2	1
4	衣類・衛生について	散髪をしていない、または洗髪ができていない子どもがいる	5	4	3	2	1
5		身体や衣類からの臭いが気になる子どもがいる	5	4	3	2	1
6		爪が伸びており、爪垢がたまっている子どもがいる	5	4	3	2	1
7		歯磨きをしない、または歯磨きができていない子どもがいる	5	4	3	2	1
8	健康について	低体重または過度の肥満の子どもがいる	5	4	3	2	1
9		精神的な不安定さがある子どもがいる	5	4	3	2	1
10		自傷行為をする子どもがいる	5	4	3	2	1
11		授業中に寝ていることが多い子どもがいる	5	4	3	2	1
12		虐待の疑いがあり、対応したことがある子どもがいる	5	4	3	2	1
13		虫菌が多いにもかかわらず治療をしていない子どもがいる	5	4	3	2	1
14	家庭について	学校行事にほとんど参加しない保護者がいる	5	4	3	2	1
15		必要書類、提出物の提出がなされない保護者がいる	5	4	3	2	1
16		不在時の電話の折り返し、伝言への返答がない等、連絡がつかない保護者がいる	5	4	3	2	1
17		家庭訪問を拒否する保護者がいる	5	4	3	2	1
18	学校生活について	欠席が目立つ子どもがいる	5	4	3	2	1
19		基本的な読み書き・計算が難しい子どもがいる	5	4	3	2	1
20		授業中に教室を動き回る等落ち着きのない子どもがいる	5	4	3	2	1

No.		項目	とても 思う	思う	わから ない	あまり 思わな い	思わな い
21	学校生活について	忘れ物等が日常的に多い子どもがいる	5	4	3	2	1
22		孤独・孤立を感じている子どもがいる	5	4	3	2	1
23		将来に希望が持てない子どもがいる	5	4	3	2	1
24		経済的な理由で進学をあきらめている子どもがいる	5	4	3	2	1
25		経済的な理由で習い事(学習塾等)をあきらめている子どもがいる	5	4	3	2	1
26	経済面について	学用品が揃わない、そろえることに困難を感じている家庭がある	5	4	3	2	1
27		給食費、修学旅行積立費のいずれかを滞納している家庭がある	5	4	3	2	1
28		部活動に関する費用を滞納している家庭がある	5	4	3	2	1
29		視力が悪いにもかかわらず、コンタクトレンズ、メガネを購入していない子どもがいる	5	4	3	2	1
30		ケガをしたり、具合が悪いにもかかわらず医療機関にかかっていない子どもがいる	5	4	3	2	1
31		経済的な理由で部活に入部していない家庭がある	5	4	3	2	1
32		経済的な理由で子どもの進学をあきらめている保護者がいる	5	4	3	2	1
33		経済的な理由で習い事(学習塾等)をあきらめている保護者がいる	5	4	3	2	1

■ 問1と関連して、あなた自身が関わった実際の対応についてお聞かせください。

問2 (支援の方法)

あなた自身、どのような支援をされていますか。(自由記述) ※以前所属していたうきは市内の学校での支援も含みます。

※子ども・家庭へのアプローチ、学内・学外の連携等

問3 (支援の成果と課題)

問2に関連して、あなたが行った支援によって、子ども・家庭の抱える状況はどのように変化しましたか。また、課題が残るとしたらどのようなことですか。(自由記述)

■ 関係機関との連携についてお聞かせください。

問4 (関係機関との連携の有無)

子どもの健康と生活に関する問題対応について、関係機関と連携して対応したことがありますか。(○は1つ)

- 1 連携して対応したことがある 2 連携して対応したことがない

問5 (関係機関との連携の必要性)

子どもの健康と生活に関する問題対応について、学校等と関係機関がネットワークを組む必要性の有無とその理由についてお聞かせください。(○は1つ)

- 1 必要と思う 2 必要と思わない 3 どちらとも思わない

[理 由]

問6 (連携機関)

支援の際に連携した機関についてお聞かせください。(あてはまるものすべてに○)

- 1 教育委員会 2 児童相談所 3 福祉事務所(福祉課) 4 民生委員・児童民生委員
5 保健所 6 医療機関 7 社会福祉協議会 8 スクールカウンセラー
9 警察署 10 連携したことがない 11 その他の機関()

問7 (他機関との調整役)

あなたの所属する機関において、関係機関と連携する際の調整役は主にどなたが担われますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 管理職() 2 担任 3 養護教諭 4 その他()

※カッコ内に役職名(例:校長)を記入ください

問8 (関係機関との連携の課題)

関係機関との連携上の課題についてお聞かせください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 1 時間・日程・連絡調整 | 9 スクールソーシャルワーカーの配置 |
| 2 学校と関係機関との立場や考え方 | 10 保護者に対する対応の仕方 |
| 3 連携担当の職員の配置 | 11 行政サービス(子育て支援・福祉)の体制強化 |
| 4 担当者の異動による引継ぎ体制 | 12 社会福祉協議会が行う「子ども若者支援」の体制強化 |
| 5 日常の業務 | 13 低所得者対象の学習支援の充実 |
| 6 関係機関との信頼関係の構築 | 14 居場所支援の充実 |
| 7 組織内の情報共有 | 15 その他() |
| 8 個人情報の取り扱い | |

■ 回答される方についてお尋ねします

問9 (所属)

あなたのご所属はどちらですか(○は1つ)

- 1 保育園 2 幼稚園 3 小学校 4 中学校 5 高等学校

問10 (役職)

あなたの現在の所属している団体における役職はどちらですか(○は1つ)

- 1 管理職() 2 担任 3 養護教諭 4 その他()

※カッコ内に役職名(例:校長)を記入ください

問11 (主な資格)

あなたの仕事にかかる主な資格について、お聞かせください(○はいくつでも)

- 1 教諭 2 養護教諭 3 社会福祉士 4 精神保健福祉士
5 保育士 6 その他()

問12 (勤続年数)

あなたの総勤続年数をお聞かせください(数字を記入)

年目

○うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画策定
委員会設置運営要綱

(平成 28 年 8 月 5 日告示第 33 号)

(設置)

第 1 条 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等の子どもに対する学習支援や居場所づくりなどの支援をとりまとめた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」(平成 27 年 12 月 21 日子どもの貧困対策会議決定)の実効性を高めるため、地域ネットワークの形成を支援することを目的として、うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次のことを協議する。

- (1) 実施計画策定に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 14 人以内をもって組織し、次に掲げる機関又は団体の関係者をもって構成する。

- (1) うきは市教育委員会
 - (2) 民生委員児童委員協議会
 - (3) 保育所代表
 - (4) 幼稚園代表
 - (5) 小学校代表
 - (6) 中学校代表
 - (7) 高等学校代表
 - (8) 小学校 PTA 代表
 - (9) 中学校 PTA 代表
 - (10) 企業代表
 - (11) 母子寡婦福祉会 (若年母子)
 - (12) その他、委員会において必要と認められた者
- (委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会を円滑に運営するため、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、委員長の職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 策定委員会は、委員長が召集する。

(守秘義務)

第 6 条 委員は職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(費用弁償)

第 7 条 委員には、うきは市職員等旅費に関する条例（平成 17 年うきは市条例第 53 号）第 2 条第 5 項の規定に基づき、費用弁償を支払うものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、子育て支援係において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、策定委員会において別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

うきは市子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画策定委員会

NO.	団体名	策定委員	在籍団体役職
1	うきは市教育委員会	内藤一成	学校教育課長
2	民生委員児童委員協議会	安元ひろみ	民生委員児童委員協議会
3	保育所代表	佐藤智水	うきは市保育協会
4	幼稚園代表	重岡晴久	吉井幼稚園
5	小学校代表	三善真由美	小学校校長会長
6	中学校代表	高橋敏夫	中学校校長会長
7	高等学校代表	永石真二	浮羽究真館高校
8	小中学校保護者代表	高瀬将嗣	小中学校PTA代表
9	企業代表	佐藤弘	株式会社アップルファーム
10	福祉団体	久保田由理	うきは市母子寡婦福祉会
11	自治協議会代表	三善智子	御幸地区自治協議会
12	学識経験者	梅根真知子	筑後吉井こころホスピタル

うきは市子どもの未来応援地域

ネットワーク形成事業計画 平成 29 年 3 月

■発行 うきは市 福祉事務所子育て支援係

〒 839-1393 福岡県うきは市吉井町新治 316

TEL : 0943-75-4961 FAX : 0943-75-4963